

# 国籍事務取扱庁の変更について

下記対象区域に係る国籍事務（帰化許可申請手続，国籍取得・国籍離脱の届出）の取扱庁が，平成27年1月1日から変更となります。

## 記

平成26年12月31日までの取扱庁	対象の区域	平成27年1月1日以降の取扱庁
霧島支局	霧島市，伊佐市，始良市，始良郡湧水町	鹿児島地方法務局戸籍課
川内支局	薩摩川内市，いちき串木野市，出水市，阿久根市，薩摩郡さつま町，出水郡長島町	
鹿屋支局	鹿屋市，垂水市，曾於市，志布志市，肝属郡東串良町，同郡錦江町，同郡南大隅町，同郡肝付町，曾於郡大崎町	

平成27年1月1日以降の事務の取扱いは，次のとおりです。

国籍事務の内容	霧島支局 川内支局 鹿屋支局	鹿児島地方法務局 戸籍課
帰化許可申請手続 国籍取得・国籍離脱の届出 上記届出に関する御質問・御相談	×	○
国籍選択に関する御質問・御相談	○	○

※取扱庁の変更に伴う手続き等はございません。

これら手続をされる方におかれましては，御理解と御協力をお願いします。

なお，帰化申請や国籍取得等の国籍事務に係る相談は，**予約制**となっておりますので，電話で御予約の上，相談にお越しくくださるようお願いいたします。

詳しくは，下記へお問い合わせください。

鹿児島地方法務局戸籍課 Tel 099-259-0668